

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の主な改正箇所

(改正箇所の一部を抜粋)

赤字：改正箇所

赤字下線：計画策定にあたり特に重視する予定の箇所

※本資料は、令和5年2月27日に示された指針案に基づく内容。

番号	改正箇所
	<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</p>
1	<p><u>並びに、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえること。</u></p>
	<p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p>
2	<p><u>なお、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。</u></p>
	<p>4 地域共生社会の実現に向けた取組</p>
3	<p>地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、<u>令和三年四月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進</u>に取り組む。その際、市町村は <u>同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ</u>、次に掲げる支援を一体的に実施する <u>重層的支援体制整備事業</u> の活用も含めて検討し、体制整備を進める。</p>
	<p>7 障害者の社会参加を支える取組</p>
4	<p><u>さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る。</u></p>
	<p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</p>
5	<p>3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実</p>

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条 第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する 障害者等 に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、難病患者 に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携 を図りつつ 支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数を集計することや療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながない在宅の者を把握することが重要である。

高次脳機能障害を有する者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

難病患者については、多様な症状や障害などその特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談 支援体制の 充実・強化

令和四年障害者総合支援法等 改正法により、令和六年四月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

4 協議会の 活性化

令和四年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会 における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組 の活性化を図ることが重要である。例え

ば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合など、関係する複数の協議会を合同で開催することなどにより、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四 障害児支援の提供体制の確保に 関する 基本的考え方

1 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域に おける支援体制の整備が必要である。

児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）については、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要 であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

(一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

(二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

(三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

(四) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

なお、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である。

地域における支援体制の整備に 当 たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画するこどもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状 況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。

3 地域社会への参加・包容 (インクルージョン) の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を 持てるようにしていく必要がある。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等 以下「保育所等」という。 に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められている。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の

二の二第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である。

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

11 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

強度行動障害を有する障害児のニーズ把握に当たっては、管内の特別支援学校や障害福祉サービス事業者等とも連携して特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、障害児入所施設において特に支援が必要な者の把握を行い、都道府県（指定都市）が中心となって円滑な成人サービスへの移行支援を行うことが重要である。

高次脳機能障害を有する障害児については、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。

5 障害児相談支援の提供体制の確保

12 障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

13 地域生活への移行を進める観点から、令和四年度末 時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和八年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮する。

三 地域生活支援の充実

14 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和八年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担

う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、 年一回以上 、支援の実績等を踏まえ 運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

15 なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るためには、就労選択支援事業（就労選択支援を行う事業をいう。以下 同じ。）について、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、都道府県等においては、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。この際、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学（四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、関係機関等と連携して取り組むことのほか、就労移行支援について、標準利用期間（二年間）を超えて支給決定を行う場合や複数回利用希望があった場合に、個々の対象者の状況を勘案して判断されるよう適切に取り組むことが望ましい。併せて、重度障害者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が令和二年十月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整えることが必要である。

五 障害児支援の提供体制の整備等

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

16 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和四年二月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について 明記すること。

その際、令和八年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行

17	<p><u>調整の協議の場の設置</u></p> <p><u>障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和八年度末までに各都道府県及び各 指定都市 において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</u></p>
18	<p>第三 計画の作成に関する事項</p> <p>一 計画の作成に関する基本的事項</p> <p>3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握</p> <p>障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。また、令和四年障害者総合支援法等改正法において、指定障害福祉サービス事業者等の指定等について、関係市町村長が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができること等とする仕組みが創設されたことに伴い、地域の事業者と連携、協力して障害者等の支援体制の構築を推進するためには、障害者等のニーズを的確に把握し、市町村障害福祉計画等に位置付けることが重要である。</p> <p>障害者等のサービスの利用実態やニーズの把握を踏まえた、障害福祉計画等の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施している E B PM や PDCA に関する取組など、実効的な計画の策定を行うよう努めることが必要である。また、指標に係る目標との乖離が生じた場合には、利用実態等を踏まえながら、検証することが望ましい。</p> <p><u>加えて、障害者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障害者等のニーズについても把握することが望ましい。</u></p> <p>このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。</p>
19	<p>四 その他</p> <p>1 計画の作成の時期</p> <p><u>第七期障害福祉計画及び 第三期障害児福祉計画 は、令和六年度 から 令和八年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。</u></p> <p>2 計画の期間</p> <p>障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、<u>都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関</u></p>

するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

20

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

第一の一の七における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。

- (一) 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- (二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- (三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- (四) 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

21

別表第一

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

<p><u>重度訪問介護</u></p>	<p><u>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</u></p>
<p><u>同行援護</u></p>	<p><u>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</u></p>
<p><u>行動援護</u></p>	<p><u>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</u></p>
<p><u>重度障害者等包括支援</u></p>	<p><u>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する</u></p>

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p><u>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</u></p>
就労選択支援	<p><u>障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</u></p>
短期入所(福祉型、医療型)	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。</p> <p><u>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</u></p>

四 立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

自立生活援助	<p>現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
共同生活援助	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p><u>さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の 重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。</u></p>
施設入所支援	<p><u>令和四年 度末</u> 時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数 <u>(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)</u> を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、<u>令和八年度末</u> において、<u>令和四年度末</u> 時点の施設入所者数の <u>五パーセント</u> 以上を削減</p>

	<p>することとし、<u>令和五年度末</u>において、障害福祉計画で定めた<u>令和五年度</u>までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を<u>令和八年度末</u>における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>
地域生活支援拠点等	<p>地域生活支援拠点等の設置箇所数と、<u>コーディネーターの配置人数</u>、地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた<u>支援の実績等を踏まえた</u> 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、<u>重症心身障害児等のニーズ</u>、<u>医療的ケア児等</u>のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
放課後等デイサービス	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、<u>重症心身障害児等のニーズ</u>、<u>医療的ケア児等</u>のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
保育所等訪問支援	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、<u>重症心身障害児等のニーズ</u>、<u>医療的ケア児等</u>のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、<u>重症心身障害児等のニーズ</u>、<u>医療的ケア児等</u>のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	<p>地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、<u>医療的ケア児等</u>のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。</p>
<u>都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数</u>	<p><u>医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するため必要となる配置人数の見込みを設定する。</u></p>
<u>市町村における医療的ケ</u>	<p>地域における<u>医療的ケア児等</u>のニーズ等を勘案して、必要となる</p>

<p><u>ア児等</u>に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</p>	<p>配置人数の見込みを設定する。</p>
--	-----------------------

七 発達障害者等に対する支援

<p>発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言</p>	<p>現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難 <u>な事例(強度行動障害やひきこもり等)に対する</u> 発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。</p>
<p>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の<u>受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)</u></p>	<p>現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、<u>プログラムの受講者数(保護者)及びプログラムの実施者数(支援者)</u>の見込みを設定する。</p>

八 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<p><u>精神障害者の自立訓練(生活訓練)</u></p>	<p><u>現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</u></p>
--------------------------------	---

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

<p><u>基幹相談支援センターの設置</u></p>	<p><u>基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。</u></p>
<p><u>基幹相談支援センターによる</u> 地域の相談支援体制の強化</p>	<p><u>基幹相談支援センターによる</u>地域の相談支援事業 <u>所</u> に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 <u>、</u> 地域の相談支援事業 <u>所</u> の人材育成の支援件数 <u>、</u> 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 <u>、</u> <u>個別事例の支援内容の検証の実施回数</u> の見込みを設定する。 <u>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。</u></p>
<p><u>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</u></p>	<p><u>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。</u></p>

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

<p><u>計画的な人材養成の推進</u></p>	<p><u>都道府県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数の見込みについて定めること。</u> <u>都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。</u></p>
---------------------------	--